

毎週火、金曜日発行(但休日等当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 昭和三十二年度に係る「各種機関」の定期監査の結果公表

## 監査公告

鳥取県監査公告第二百七号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十二年  
度にかかる「左記機関」の定期監査を執行したので、その  
結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年八月二十三日

鳥取県監査委員

同	松本利治
同	萩原治郎
同	千代西尾泰章
同	杉谷正雄

### 監査箇所

### 執行年月日

自治研修所	昭和三十二年五月十二日
皆成学園	五月十五日
積善学園	五月二十七日
身体障害者更生指導所	五月二十七日
身体障害者更生相談所	五月二十七日
奨徳学校	六月三日
中央児童相談所	五月十二日
倉吉児童相談所	五月十四日
米子児童相談所	六月四日
境港警察署	六月五日
河北農業高等学校	五月十四日
由良育英高等学校	五月十五日
岩美農業高等学校	五月二十八日
境水産高等学校	六月二日
境高等学校	六月四日
倉吉農業高等学校	六月十九日
鳥取工業高等学校	六月二十三日

鳥取農業高等学校 同 六月二十四日  
青谷高等学校 同 六月二十五日

自治研修所 昭和三十三年五月十二日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

当所は県職員並びに市町村職員の研修を行うことを目的として三十年十二月人事課の附属機関として設置され今日に至っている。今回の監査は開設後における研修業務が如何に運営されているかにつき実施した。その結果は次のとおりである。

一 当所は次長(所長は欠員のため人事課長の事務取扱)ほか四名(監職一名)の職員をもつて業務運営に努力しているが所長が欠員の上、専任職員が少いため運営上、支障が認められるので更に専任職員の配置等内容充実を図るべく考究善処の要がある。  
またこのほかに委嘱講師二十八名(部外者)任命講師四七名(県職員)あるが任命講師のうちには欠講があり

研修計画に少なからぬそ、を生じている。欠講防止に努めるとともに教務制度の強化についても検討を望む。

二 本年度の研修状況は計画に対し九四%(県職員一五%、市町村職員八九%)を実施するほか移動研修を二三回実施している。開設後における県職員の研修終了者は二、〇七六(調整による推定実績で実務研修者延一、四〇三人を除く。)で五八%を示しているが、なかでも吏員の実施率は四二%で特に上級吏員が低調のように見受けられるので今後における業務運営に当つてはこれら第一次研修未了者の早期研修とともに移動研修の計画実施並びに推せん制による能率的研修を図るべく一層努力されたい。

また市町村職員に対する終了者は六二六(調整による推定実績で実務実習者延九七〇人は除く。)でその実施率は一七%で極めて低調である。これが原因は開設後日が浅い上人事管理者が個々である等種々、あ、路は認められるも更に任命権者の啓もう、勸奨に努め自発

的受講の空気を醸成せられたい。

三 職場研修の指導については職場研修試案、研修手引等を作成配布し、その推進に努力をしているが実状は極めて低調のようであるので各職場の実態のは、握に努めるとともに、職場研修担当者及び指導者の養成或はモデル職場の指定等これが効率的方途につき検討の上積極的指導に今一層の努力を望む。

四 研修内容充実期に入つた現在一週間を限度とした第二次、第三次研修、或は短期間研修の正常化等研修内容の向上を期する上に最も重要な施設の充実を図る要があると思考される。そのうち取り敢えず研修室並びに図書室の増設が必要である。

五 当所の運営費のうち人件費(職員五人分で一百余万円)並びに施設設備費は全額県費で賄い、旅費需要費(三十二年度で一百十五万余円)等は市町村と折半負担(委託金により納入)している。

宿泊者に対する賄風呂は隣接の県独身寮を利用し併せて同寮を管理しているような形になつているがこれが

管理責任区分は明確にしておくことが妥当である。

皆成学 園 昭和三十三年五月十五日監査

監査委員 松本利治

一 本施設の収容定数七十六名に対し監査時現在男子五十九名女子十七名を収容しているが近時児童相談所の利用活発化に伴つて対象児童は増加の傾向にあり一面施設狭あ、いのため未収容となつて待機のもの四六名あつた現状からしてこれが施設の拡張を図る要かあるとともにつとめて在園者の新陳代謝を図り未収容児童の解消に一層の配意を望む。

また退園後の生活指導等については隣地に新設(三十二年六月完成予定)される更生施設(県精神薄弱者保護育成会経営)希望の家との連け、を密にし格別の留意を払われたい。

二 懸案であつた特別保護寮(工事費二、一〇〇千円建坪五〇坪、収容定員一五名)が三十三年二月完成していたが現在寮舎として使用している三寮舎(あさひ、

わかば、みのり寮)は本館階下の教室を改造し応急的に使用しているので保護並びに分類指導等に少からぬ支障を来しているのみでなく、なお本建物は老朽甚だしいため傾斜並びに破損している部分があり強風、地震時においての危険も予想されるので寮舎の新築拡張並びに水道敷設等施設整備に格別の配慮の要がある。また本館の補強工事は早急に抜本的措置が緊要である。なお隣接地の民有地で売却希望のものがあるようであつたので将来施設の拡充の見地からして早期入手して置くことがよいと思われる。

三 経理出納その他事務処理は概ね適正と認めしたが次の点留意されたい。  
1 クリーニング実習に伴う物件の依頼並びに集金等の事務処理は更に簡素効率化を図ること。

積善学 園 昭和三十三年五月二十七日監査  
監査委員 松本利治  
同 萩原治郎

同 千代西尾 泰章  
一 本施設の職員は園長ほか一九名(臨職四名を含む。)をもつて盲ろうあ者一一六名(三十三年度より収容定数は四名増員され一二〇名となる。また四月十五日現在盲児二六名ろうあ児九〇名)の保護指導に努力しているが国の職員配置基準による指導員、保母等一四名に対し主事兼保健婦三名、保母一名(うち臨職四名)で一応基準数は配置しているが、現行の基準では専任栄養士及び調理士等の配置がないため保母二名を充実に実質的には保母二名が不足することとなり保護指導上困難が認められるので県は国に対し栄養士、調理士等の定数配置を強く要請するとともに臨職保母の身分保障についても考究善処されたい。  
二 退園者に対する就職指導については努力しているがなお関係機関の協力を得て社会啓もうに努め職場開拓に配慮するとともにかかる施設に対しては就職支度金、技能修得、生業資金等の諸制度の設定が必要と思われるのでこの点県当局の検討を望む。

また本園と盲、ろう学校との連携については三十三年度より毎月十日定例会議を行うこととし既に第一回を実施していたことは適切なる措置と認められるのでこれが励行に努められたい。

三 懸案とされていた盲児寮舎(工事費二、二〇〇千円、建坪六〇坪収容定数三〇人)が三十三年二月に完成していたがその外施設整備を必要とする排水施設、倉庫の新築、雨天遊び場の設立等があるので県当局の善処を望む。

四 経理出納その他事務処理は概ね適正と認めしたが更に簡素効率化を図るべきものもあつたので考究されたい。

身体障害者更生指導所

昭和三十三年五月二十七日監査  
監査委員 松本利治  
同 萩原治郎  
同 千代西尾 泰章

一 当所は所長ほか一四名(うち臨職六名)の職員をもつて業務運営に努力している。人的整備については本年度に心理判定員一名の充足をしているが保健婦が未配置となつており、更に職業指導員はほとんどが臨時職員であり業務運営に困難を生じている面が認められるので人事当局はこれら職員の適正配置と身分の安定、地位の向上につき考究善処されたい。

二 職能及び機能訓練の実施に当つては年間計画のもとに指導を行っているが各科における計画時間並びにその実施状況等につき明確を欠いており更に対象者が身体的に障害をもつ特殊事情にある点等にかんがみこれら個人指導の実施状況は適確に記録するとともに職業能力の開発指導に重点を移行する等綿密なる総合計画を策定し能率的指導訓練を図るべきである。

三 義肢装具の製作修理に当つては鋭意努力しているが機械器具が老朽化しているため作業上支障を来している。なかでも義肢測定機、型取機の整備、グレンダーボール盤の取替等は急を要するものと認められる。

四 経理出納その他事務処理は概ね適切に処理しているが次の点につき留意検討されたい。

- 1 会計事務のうち収入手続並びに諸帳簿の記録整備等につき更に簡素合理化を図るべきものがある。
- 2 原材料購入手続及び検収事務等につき改善を要するものがある。
- 3 生産物売却に伴う未収金が相当額あつたので早期収納に努力すること。
- 4 義肢装具の製作修理に当つては更に各福祉事務所との連携、を緊密にし事務処理の円滑化に留意されたい。

身体障害者更生相談所

昭和三十三年五月二十七日監査

- 監査委員 松 本 利 治  
同 萩 原 治 郎  
同 千代西尾 泰 章
- 一 当所は身体障害者更生指導所長ほか四名の職員が兼

務によつて業務の運営に当つているが、本年は特に診査体制の強化等によりその実績は飛躍的に伸長し(一、五一九件で前年より八六〇件増)ていたことは結構であるが更に定期出張判定並びに総合判定の方法、処理等になお一層工夫をするとともに適正迅速を図り運営の円滑化に留意されたい。また倉吉地区に嘱託医を委嘱するよう考慮の要がある。

二 心理学的判定器具は職員の私物により判定業務を実施していたがこれらは速かに公的に整備すべきである。

三 巡回診査更生相談の活動経費は僅少で、その推進に支障が認められるので、国に対し経費の増額を強く要請すると共に、機動力を確保することが望ましい。

四 身体障害者手帳診査状況は四、五六〇人に対し診査したものが二、一〇〇人でその実施率は四六・一%の

低率であつて、診査済のうち等級変更したもの二七八人、返還者三二人であるので手帳更新の促進につき一層の努力の要がある。

奨 徳 学 校 昭和三十三年六月三日監査

- 監査委員 松 本 利 治  
同 萩 原 治 郎  
同 杉 谷 正 雄

一 本校の収容定数は三十三年四月より八十八名(前年度は八十四名)となり監査時現在八十七名(男子七十六名、女子一一名)を収容していた。

近時施設収容を要する対象児童は増加しておりなかも女児の収容を要するものが相当数あるが女子寮舎は一棟で且つ狭あいのため収容不能となつている実状であるのでこれが拡張が必要である。また一面収容児童の新陳代謝等適切な対策を講じこれら未収容児童の早期収容に留意を望む。

二 本校の教護及び教母の配置定数は十一名(児童八名

につき一名)であり現行の国の最低基準では専任看護婦、栄養士等の配置がないため、ぜんとして教母一名を栄養、出納及び看護担当職員としているため実質的には教母一名不足となり生活指導上困難が認められるので県は国に対し看護婦、栄養士の定数配置を強力に要請し教護運営の万全を期されたい。

また学級編成は小、中学とも三学級あて編成しているのに対し教護職員は五名であるため暫定措置として補助職員(小使)をして学級担任せしめているが運営上考究を要する面もあるので指導員を増員する等適切な措置対策を講ぜられたい。

三 家庭寮舎一棟(工事費一、〇五〇千円、収容人員一人)が三十三年三月完成し懸案であつた一棟一世帯による生活指導を実施していたことは結構である。

しかしながらいまだ女児寮舎の狭あい、食堂施設の新築作業場の充実等整備を要するものがあるので更に今後の配慮を望む。また毎回指摘している水道敷設はいまだ実現していないが保健所の水質検査結果によつて

- も各寮舎飲料水の大半が不適合となつており一面伝染病並びに火災予防等の見地からしても緊急と認められるので関係当局は適切な措置対策を講ぜられたい。
- 四 経理出納その他事務処理について次の点注意されたい。
  - 1 事務の簡素合理化を図ること。
  - 2 教護児童を指導委託しているがこれに必要な契約書等がないので早急に整備しておくこと。
  - 3 給食関係措置費の適正を期するとともに給食物品購入手続、方法につき改善を要するものがある。
  - 4 原材料棚卸励行によつて現在量を確認すること。
  - 5 消耗品の末端交付について明確を期すること。

児童相談所

昭和三十二年度にかかる各児童相談所の監査を執行したが、その結果過去の指摘事項で未解決のものが多くなく、でも収容施設が狭あい、で相当数の問題児童が収容出来ず家庭保護されており折角の相談効果を大いに減殺している実状は大いに検討の要がある。

次に各所共通事項は次のとおりである。

一 各所別職員の配置状況は次表のとおりである。近時所に対する認識が深まり保護者及び学校からの積極的通告相談が著しく増えたことは結構であるがこれを科学的且つ専門的に処理すべき心理判定員及び児童福祉司の完全配置がなく兼務職員(無資格者)により判定措置がなされており更には精神科医の委嘱が未措置となつており(三十三年度委嘱の計画であつた。)業務運営上少なからぬ支障を来していた。適正且つ合理的入員の充足再配置を図るべきである。

また児童福祉司及び心理判定員の格付についても検討善処を望む。

厚生省が示す職員構成表との比較

三三、五、一現在

所別	相談調査業務		判定指導業務		一時保護業務		児童福祉司		計
	構成表に実人員	兼務人員	構成表に実人員	兼務人員	構成表に実人員	兼務人員	構成表に実人員	兼務人員	
中央	七	二	三	一	四	一	二	一	一六
倉吉	七	三	二	一	二	一	一	一	一三
米子	七	五	三	一	四	一	一	一	一五
計	二一	一〇	九	三	一〇	二	五	二	四七

注 厚生省の示す構成表は三三、三、三〇現在のものである、また兼務人員は同一人で二以上の兼務をしているものを含む。

二 本年度における各所の活動経費(主として旅費)の配分状況は

所別	旅費	内			備考
		特別旅費及び費用弁償	講習及び会議旅費	差引運営旅費	
中央	千円 三三	千円 三	千円 六	千円 二	
倉吉	千円 二七	千円 一五	千円 元	千円 三	
米子	千円 一八	千円 一五	千円 五	千円 一三	
計	千円 五三	千円 三	千円 一五	千円 七	

であつて業務運営活動旅費は一人平均年間一万一千余円で相談業務の増加と相俟つて調査指導及び巡回相談等運営に少なからぬ支障を来している。これが増額措置につあ格別の配慮の要がある。

三 各所の判定業務に必要な専門図書並びに器具機械等は逐年整備されつつあるがまだ充分とは認め難いので計画的充実強化に一層配慮すべきである。また啓もう、宣伝用幻灯スライドの利用状況は年々活発化しており三所交換貸出し利用に供しているが新規購入充足の要がある。

中央児童相談所 昭和三十三年五月十二日 監査

監査委員 松 本 利 治  
同 萩 原 治 郎

一 職員の配置並びに管理については、前年より好転しているが、相談業務実績は一、〇六二件で前年より飛躍的伸長を見せておりこれを児童福祉司二名、無資格三名で処理しており一人当月平均一八件の担当であ

る。この職員には健康要注意B(出張月五日)が二人含まれ業務の特殊性から勤務過重となつているので、人的配置と管理には一層の検討と配慮が必要である。二 本年度より地区関係者の協力を得て児童問題研究座談会を気高町ほか一四箇所で開催し相当の効果を挙げていたことは結構である。今後更に積極的指導と拡大を図るべく一層の努力を望む。

三 里親登録者は監査時において五三人対し里子委託里親は一五人(里子委託数は二〇人)でありこれが登録更新を手続中であつたが更に適切な業務指導を実施するとともに里親開拓に一層の努力を望む。

四 経理出納その他事務処理は概ね適正と認めた。

倉吉児童相談所 昭和三十三年五月十四日 監査

監査委員 松 本 利 治

一 当事務所位置は立地条件が悪く且つ市有であるのでこれが移転拡充につき既に指摘要望したところであるが、現在は気運醸成の段階であつて具体的に進展して

いないようであつたので主管当局は適地移転につき善処を望む。

二 本年度における相談件数は七八六件で前年度未措置のもの二〇二件を加え計九八八件に対し六九八件を指導措置している反面二九〇件が未措置となつている。これが原因としては相談内容の複雑化、専門職員の手不足等に主因しているものと思ふされるが、これらのうちには早急に措置並びに整理を要するものがあるの適切な措置対策を講ずべきである。

三 経理出納その他事務処理は概ね適切に処理しているが更に能率的処理に配慮されたい。

米子児童相談所 昭和三十三年六月四日 監査

監査委員 松 本 利 治  
同 杉 谷 正 雄

一 当所の担当区域は二市二郡対象人工二十三万余でC級資格要件を具備しているとともに相談業務実績も飛躍的に増加(三一年五〇七件、三二年八〇九件)し、

なお相談延件数は次表のような実状であるが依然としてD級であるのでこれが昇格につき強く国に要請し構の整備強化を図り児童福祉業務の万全を期するよう関係当局の善処を望む。

各所相談件数調

年度(暦年)	中		倉		吉		米		子	
	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数
三十二年	一、〇三三	五、五〇四	七六六	一、九二二	八〇九	八八三				
三十三年(一月~四月)	六三三	二、九二五	四一	八五〇	五七	二、五九九				

二 巡回相談は極力計画運営に努めこれが拡大を図つているが人員の関係もあり相当困難とは思ふが更に全地域を対象とした巡回計画を確立し普遍的に末端浸透を図り問題児童の早期発見並びに指導措置に一層の努力を望む。

三 里親開拓に当つては努力した結果監査時現在登録人員は二八人(前年度より六人増員うち日野郡が二人)で里子委託数は一七人である。更に開拓指導に一層の

努力を望む。

四 経理出納その他事務処理は適正と認めた。

境港警察署 昭和三十三年六月五日監査

監査委員 荻原治郎

同 杉谷正雄

一 現在庁舎は狭隘で敷地に拡張の余地がないため三三年度に新庁舎を他に建設すべく財源確保敷地及び換地の売買等につき努力していたが、敷地確保等に相当困難な事情も見受けられたのでこれらを早期解決し建築促進を図るよう関係当局の努力を望む。

二 当署は漁港、駐留軍基地等の特殊地域にあり浮動人口を有する関係で特に防犯警備に他管内と異り相当苦慮し努力しているが特務巡查の配置もなく、また通訳も鑑識業務を兼務している実状で警察行政遂行上少からざる支障も認められるので主管当局はこれら職員配置、専任等につき考究善処の要がある。

三 管内の小篠津巡查部長派出所並びに外江駐在所は老

朽危険建物であり職員の衛生管理上からも憂慮すべきものがあり早急に対策を講ずべく当局の善処を望む。

四 経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

- 1 報償費の精算が遅れていたものがあつた。
- 2 拾得物件の引継処分に当り慎重を期すること。
- 3 保管金の規定外手持保管とその期間が長期にわたつていたものがあつた。

河北農業高等学校 昭和三十三年五月十四日監査

監査委員 松本利治

一 多年の懸案であつた校舎の県有移管については関係当局の努力により実現しその手続も完了していたことは結構である。

しかし校舎整備については国有財産であつたため今まで十分なる措置が講ぜられず相当荒廃しているもので総合的に校舎の整備を図る必要がある。

二 本校の設置課程特に園芸科は全県を校区としている関係遠距離の入学生もあり、通学至難のため相当数の

下宿者もあり、殊に冬期間は三十名内外に及んでいる実情からして入学生の便宜と広範囲より生徒を確保するため寄宿舎の設置につき関係当局の善処を望む。

三 本校の理科教育施設設備については本年度理科教育振興法の適用を受け二十万円をもつて充実を図つたがようやく基準の九・四％に達した程度で実験実習に事欠く状態であり県下高等学校の最下位にあるが、完全教育と学校差除去のため他校並程度の施設設備を充実するよう関係当局は善処すべきである。

四 実習場所は二町一反四畝二四歩あつてそのうち具有地は六反四畝二歩の果樹園と温室草花園の一畝一歩のみで他は借用地である。野菜、水田、花卉、畑作、加工、畜産、温室、果樹の八部門により実習教育がなされほ場管理は概ね良好であつた。

しかしながら教科とほ場の経済的運営及び各部門間の連携、と事務処理の簡素化等にはなお改善を要するものが見受けられたので検討せられたい。

五 経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

1 民有地一七五坪を買収していたが登記事務を速かに実施すること。

2 生産物で校内処理するものの事務処理の簡素化を図ること。

3 家畜類の売却方法を検討すること。

4 物品の購入等支出負担行為の時期について一層慎重を期すること。

由良育英高等学校 昭和三十三年五月十五日監査

監査委員 松本利治

一 本年四月学校機構改革に伴い赤崎、八橋両分校が分離し東伯実業高等学校として新発足したので、今回の監査は出納事務はもとより特に引継事務につき慎重に実施した。その結果教育行政面に対する事務引継は順調に処理完了していたが出納事務特に物品関係については準備中であつて正式引継段階に立至つていないので早急諸手続をとり相互の物品管理の万全を期すべきである。

00562

00561

二 本校は県立移管後日浅く、しかもその間校舍焼失等により教室に不足を来たしていたのであるが関係当局の配意はもとより地元の協力により本年度をもつて概ね基準に到達したことは結構である。

しかし理科教材教具及び職業科備品の充実については今後の努力が大いに期待されまた従来定時制用校舎に使用していた西校舎は地元由良町に無償譲渡し、一方由良町が定時制用建物(平屋建二教室)と学校図書館及び倉庫を建設する外同窓会が同窓会館を建築していたが、いずれもそれぞれの所有財産となつておるので財産管理の万全を期する上から早期に適切な措置を講ずべきである。

三 分校の整備状況を見ると赤崎分校は三三年度普通教室(平屋三教室)総工費七八万円で着手し三三年度に完成すべく現在施工中であつたが早期完成により学校運営の円滑化を図るべきである。また校地狭あい、種々支障を来たしていたがこれが拡張についても善処が望まれる。

八橋分校は老朽危険校舎で教育環境の面からしても良くないので速かに改築する必要がある。また両分校を通じて見るに距離、交通上或は生徒の分布状況からしてなお施設設備の整備充実を図る等今後の実業学校運営上並びに教育効果の面から考え統合すべきものと思考されるので当局の検討を望む。

四 経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

1 授業料調定事務は規則に従い処理すること。

岩美農業高等学校 昭和三十三年五月二十八日監査  
 監査委員 松 本 利 治  
 同 千代西尾 泰 章  
 同 杉 谷 正 雄

一 本校の施設設備は逐年充実されつつあるが本年度は体育館(一五〇坪)及び温室(二〇坪)を新設し、旧講堂を被服室に改造する等漸くにして学校形態を備えて来たが国の基準から見ると農学科四三%、家庭科四八%で充分とはいへ難く正常なる学校運営に事欠ぐ実情

である。特に水堆肥舎、家庭科研修室、理科特別教室等整備を要するものがあるので関係当局の善処を望む。

なお本校は生徒定員三百名で後援団体は弱少であり施設設備に対する経済的負担に苦慮している実情であつたので本校のような新設校については学校負担の軽減についても配慮の要がある。

二 本校は地域社会との密接な連携のもとに農学科は本田、秋田の耕うん、機運転実習、オート三輪運転、発動機の分解組立、家庭科は農繁期の托児所開設により保育実習並びに食物調理講習会を実施する等しているこ

昭和三十三年度入学者状況調査

課程別	区 分		受 験 数	他 受	出 数	入 学 許 可 数		入 学 者 数	
	男	女				計	男	女	計
農 業 科	四	四	八	一	六	四	七	五	九
家 庭 科	六	六	一	六	六	五	九	五	九

とは結構であるが、農業教育の基本的施設である校有実習地は僅か(水田四反、畑八畝)でありこれが確保について関係当局は一層の努力を致すべきである。

三 生徒数は四月一日現在二七四名で定数(三百名)より二六名減となつており三三年度にかかる入学状況は次表の通りで農学科は第二志望(他校より受け)より四九名を確保し家庭科にあつては六一名入学許可しながら実質的には入校五一名で一〇名は私設学校等に流れている状態であつたので生徒確保に一層の努力を望む。



00563

四 ほ場経営については教科と経済性との関連並びに各部門間の有機的連携について更に検討の余地がある。なお耕うん機運転実習は正科としてありまた実習地狭少等により一般農業の耕うんを行い使用料(五万九千余円)を徴しているが正科と受託実習との関係、使用料徴収の合理的取扱について更に検討されたい。

五 経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

- 1 生産物の校内処理事務を簡素化すること。
- 2 調定事務を厳格にすること。
- 3 授業料の早期徴収に努力すると共に徴収事務の厳正を期すること。

境水産高等学校 昭和三十三年六月二日 監査  
 監査委員 松本 利治

一 本校の設置課程は漁撈科、製造科並びに二年制の無線別科の三課程であつたが地域社会の要請に応え三十三年度より無線通信科(四〇名定数)を設け、全日制生徒定数三〇〇名別科二年生四〇名計三四〇名の学校

規模となつた。漁撈科、製造科の定数は各三〇名であるが卒業後の就職状況は水産業界の情勢等からして定数の拡大と、なお一面機関課程の設置について地元並びに業者側より強い要望があり、全国水産教育機関五〇校の内一六校が機関科を設置している実情等からして本校においてもこれを増設し水産教育の完全化を図ることが肝要と思つるので関係当局の考究善処を望む。

二 施設設備は無線課程の三年制に伴い無線実験室が狭あい、不備であり教育指導に多大の支障をきたす外水産教育施設として当然設置すべき標本室を始め図書室(養護室を兼ねる。)製品倉庫(調理室転用)並びに実験実習のための特別教室等が不足し教育効果を減退せしめている状態であるので早期に充実すべきである。なお製造工場廃液処理については環境並びに衛生の見地からしても速に対策を講ずべきでありまた防火貯水槽を市の援助を受け設置しているが漏水し貯水不能であるので早急に補修完備されたい。

00564 00561

三 製造工場の運営状況を見ると当初計画は缶詰製造実習を年間六〇日実施し三、三〇〇ケース三百六十三万円とその他加工品干魚二〇〇貫八万七千円練製品六〇貫三万円計三百七十四万九千円並びに実習空期間活用の

年度	実習日数	缶詰総数量	売却数量	金額	転用	加工製品	金額	使用料	合計
三十二年	六〇	C/S 五、三〇、一〇〇	C/S 五、一七、六〇〇	三、一四〇、〇〇〇	C/S 三、七、一六〇	貫匁 一、七、三〇〇	六、一三〇	七九、五八〇	三、二六、〇六〇
三十三年	六〇	C/S 五、三〇、一〇〇	C/S 五、一七、六〇〇	三、一四〇、〇〇〇	C/S 三、七、一六〇	貫匁 一、七、三〇〇	六、一三〇	一〇六、一三〇	三、五五、八八〇

当初計画からして四十四万八千余円減少しているが、前年度実績に比すれば三十三万二千余円増加しているのは設備の充実によるものである。実績が計画どうり挙らなかつた原因は缶詰製造を重視し鮮魚加工を中止したこと缶詰原料が不漁のため実習日数の縮小等によるもので文部省基準の教科単位は校外実習及びホームルーム等により確保されていた。工場運営に当つては教科との関連性、原材料の確保、生産コストの低減等の経済性の合理化を図るよう一層

ため国際缶詰株式会社と施設貸与契約をなし製品六、五〇〇ケース製造するものとして使用料二十六万円合計四百万余円の生産収入としたが実績は次のとおりである。

の配意と努力を望む。なお本施設のような特殊のものに対しては実状から見て実習講師の配置が望ましい。

四 経理出納その他事務の処理で次の点留意されたい。

- 1 製品の原材料からする原価計算が実施されていない。
- 2 価格評定が遅れていたものがあつた。
- 3 生産物の引継を厳格にすること。
- 4 授業料の早期徴収整理に努力すること。

境 高 等 学 校 昭和三十三年六月四日 監査

監査委員 荻 原 治 郎

一 施設整備については根本的に対策を講ずる必要がある。即ち体育館並びに特別教室(音楽室、図画室等)がなく、現在講堂、普通教室を兼用または転用し辛うじて運営しているが特に講堂は狭い、各種競技を同時に実施するため危険が伴い、早急体育館の建設はもとより特別教室を整備すると共に校舎は戦災、兵舎使用等により相当損傷している、これが補修等につき関係当局は善処すべきである。

二 本校の教職員は現員四六名(定数四八名)二名欠員となつておりうち教諭三五名(講師を含む。)で文部省設置基準乙号の四四名と比較すれば七九・五%の充足率であり勤務過重の感がある。また一面健康的要注意者も他校に比較し多く教諭の休職者一名、要注意者七名、事務職員二名計九名あり益々勤務が過重となつている。また生徒にあつても結核罹病者が相当あるので学校保健衛生に配慮し職員生徒の健康管理の万全を

きすべきであると共に職員配置について主管当局は考慮すべきである。

三 本校併設の定時制夜間部(普通科)は定員三〇名に對し受験者数は二三名で第二志望等により辛うじて定員を確保しているが進級するにつれて生徒数が減少している実状にあるので極力生徒確保に努力すべきでありまた設置課程につき主管当局は検討すべきである。

四 経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。  
1 PTA所属備品と固有備品の区分を明確にするこ  
と。  
2 授業料徴収事務の適正を図ること。  
3 休、復学願の取扱につき慎重を期すること。  
4 授業料の早期徴収整理に努力すること。

倉吉農業高等学校 昭和三十三年六月十九日 監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 杉 谷 正 雄

一 本校の設置課程は社校舎に全日制農林科、農業土木科及び定時制農林科、農村家庭科を 三朝分校に定時制農林科、農村家庭科を置き運営してきたが社校舎は新年度より定時制を募集停止し全日制畜産科を新設し漸次全日制農業高校に切換え運営されることになつてきた。

二 本校の施設は文部省基準に概ね満たされているが校舎その他附属建物は明治中期に建設したもので老朽化しその内一、二〇二坪の建物は危険校舎となつており、これが対策として三三年度より建物整備五ヶ年計画を樹て初年度特別教室の整備に着手の予定であつたが主管当局は財源的措置を講じ計画推進に努力されたい。

三 学校演習林の造林促進については毎年計画的に施行し総面積一五〇町歩に対し本年度迄に造林されたものが約八〇町歩あり残り約七〇町歩(天然林を含む。)が未施行であり、本年度造林実施面積五町歩からすると完全植林するまでには相当歳月を要するのでこれが促進を図り基本財産の造成に努力を望む。

なお本年度から造林手入費が計上され下刈り枝打ちを実施していたことは結構であるがこれが財源は当分県費支弁措置が適当と認められるので主管課で配慮されたい。

四 前述の広大なる演習林に対し林業関係職員は二名で授業実習及び経営管理を担当しておるが授業実習に追われ勢い経営管理面が手薄となり管理の適正を期し難いようであるので実習助手、又は技術職員を配置し財産の造成管理の万全を期せしめることが適当と認めむ。

なお畜産科設置に伴い大家畜五、中家畜一〇、小家畜六〇を繋養しているがこれが飼育管理のため畜産助手一名の配置の要がある。

五 三朝分校の生徒定員二二〇名に對し五月一日現在生徒数は六二名で定員の五一・六%である。これを学年別に見ると一学年二七名、二学年二二名、三学年一〇名、四学年三名であつて新入生の確保は概ね定員を満されるが二学年進級に當つては一二名の他校受験によ

る退学生があつて予備校的色彩が強く進級のとど生徒数が減少(家庭の事情によるものもある。)している実情等がらして今後なお生徒数の確保は容易ならざるものがあると思うので生徒の分布状況(半数は地元以外の中学校卒)及び地理的条件並びに経済的効果等総合的に本校の存否について関係当局の真摯な再検討を望む。なお現状でも特別及び普通教室が夫々不足している。

六 経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

- 1 製炭契約により木炭を製造せしめているが検査確認書を徴すること。
- 2 生産物校内処分事務の簡素化を図ること。
- 3 演習林の売却にあつて処分価格の評定処分の時期等一層慎重を期すること。

鳥取工業高等学校 昭和三十三年六月二十三日 監査

監査委員 松 本 利 治  
同 荻 原 治 郎

一 本校の農業科農業機械課程の再検討については前回監査に指摘した処であるが、本年度より募集停止となり機械課程を二学級として工業高校本来の運営ができればることとなつたことは結構である。しかしながら金属化学課程は最近工業界の進歩発展に伴い業界等の要請もあつて金属工業課程と化学工業課程に分離独立し学校規模の適正化を図るとともに社会の要請に応ずる教育がなされることが必要と思われるので、関係当局の検討善処を望む。

二 昭和十八年の震災により被害を受けた施設は逐年補修修善されて来たが未だ充分とはいえない。特に中校舎は荒廃甚しく外側モルタル脱落、校舎全体が弓状となり危険状態であり、渡廊下の新設、東北校舎の全面的補強の要があり、また体育館がなく講堂を兼用して各種目の運動が一斉に実施される關係上狭い、かつ危険であるので体育館の新設が急務である。なお水道施設は引込鉄線管が細いため水圧がなく防火の見地からして改修すべきである等、本校施設は全般的に根本的

再検討の要がある。

三 本校の理科関係設備は本年度理振法により二二万円を得て充実したが、基準に対し一二・二%で他課程の設備充実に比較し著しく立遅れ、実験実習に事欠ぐ状態であつたので関係当局は財源確保に一層努力し、理科教育の振興を図るべきものと認めた。

四 実習助手の定員は一〇名で基準一八名の五五・五%に過ぎず、適当増員を要する実状にある。

五 経理出納その他事務の処理で次の点留意されたい。

- 1 需用費(実験実習費)の経理につき考究されたい。
- 2 実習材料の出納が明確でなかつた。
- 3 耕耘機実習記録を明確にすること、特に申込書を徴することが適当と認む。
- 4 備品管理を厳格にすること。
- 5 校地中市から無償借受分については寄附採納手続を了することが妥当である。

鳥取農業高等学校 昭和三十三年六月二十四日 監査

監査委員 松 本 利 治  
同 荻 原 治 郎

一 本校は岩美、青谷、法勝寺等の各校とともに後進学校であり、施設設備が不完備であつたが、地元関係者の協力と、関係当局の努力により近年充実整備されて来たことは結構である。特に本年度は創立十周年記念事業としてPTAの援助を受け、山林六町歩を購入うち三町歩に植樹した外、水田一反歩を確保し一方特別会計基金により畑一反五畝を購入する等、基本的教育財産の確保に努め、学校運営の円滑化を図つていた。今後一層適正規模の実習地確保の努力を望む。

二 本校の実習地のほとんどが砂丘地で経営が困難であるにもかかわらず、種々研究考慮をほらい経営の合理化を図つていたが、三二年度作付耕種設計、実施の記録が監査当時未整理であり新年度のほ、場運営に活用なされていながつた。これが速かに整理と活用に一層の配意と努力をされたい。

三 畜産部門で家畜の飼養状況は乳牛一、親豚一、仔豚(育成)一である。乳牛は産振法により導入し第一回の分娩後搾乳していたが管理の適正を欠き産牛として売却し、法勝寺農校の成牛の保管転換を受け、分娩搾乳しており前乳牛の積を売却し結局現在成牛一、育成牛一、計二頭であるが、教科と現有ほ場規模による飼料の自給計画とを勘案し、けい、養頭数の合理化と飼育管理の万全を期すべきである。

四 本校の土地特に実習地の具有登記については地元関係者との間に、余曲折があつて未登記のものがあるのがこれが経緯を明確にし早期整理すべきである。また鹿野分校の分収造林は二十七年年度広木部落外五ヶ部落の山林三町歩に造林したが、無契約でありまた現在一部落は個人に配分している等があるので、速かに分収契約を締結すべきである。

なお美和分校は新校地に移転を実施しているが、これが土地の登記を早急手続し、管理の万全を期すべきである。

五 鹿野分校の生徒定員は一六〇名で三三年四月末現在在籍生徒数は六六名であつて、定員に対し四一・二%でありこれを更に検討すると二七年度一一〇名を頂点とし逐年減少を示しており生徒確保に困難のようであるが、立地条件、生徒分布の実態及び経済効果等の観点から県立高校としての存否につき当局の真しな検討を望む。

六 美和分校は倭文にあつた元の千代青年学校の校舎で運営していたが、新位置である源太に工事費三六〇万円をもつて本館(一一三坪)便所、渡廊下及び倉庫の建設に三二年一月着手し本年四月竣工移転授業を開始している。本校の生徒定員は一二〇名で三三年四月現在一二一名あつて定員を確保されており、入学後の異動は特殊事情を除く外安定し教育運営は円滑に実施されておるものと認められた。

なお入学志願者は逐年増加し定員三〇名に対し三三年は三七名であつて第二次志願者を含め四八名入学している。しかし施設設備の充実は今後の努力に俟つても

のが多く、殊に敷地の拡張については早期に対策を講ずる要がある。

七 経理出納その他事務処理で次の点注意された。

- 1 加工製品に対する原価計算をすること。
- 2 牛乳処理を明確にすること。
- 3 授業料の早期徴収整理に一層努力すること。

青谷高等学校 昭和三十三年六月二十五日 監査  
監査委員 荻 原 治 郎

一 本校は生徒数四四七名を有し、学区制のない全日制普通課程として運営している後進学校である。施設設備はなお不十分であつて特に普通課程であるため従来産振法の適用を受けていながつたが、家庭科設置に伴い本年度一〇五万円を得て調理及び被服関係設備を整備したが、被服室がないため普通教室を併用しているのが狭あい、接業に支障を来してゐる。また理科振興法による四〇万円設備はようやく基準の一五%に達した状況であつて総じて後進学校の施設設備の充

実については根本的再検討を加え学校差の解消に主管当局は善処されたい。

なお学校美化と土砂流失防止のため環境整備並びに植樹の必要がある。

二 本校家庭科は一学級五〇名一五〇名定員で、本年度完成したが在校生は一二七名で定員を下廻つてゐる。前述した如く施設設備不完備もあつて生徒確保に困難の面もわかれるので施設設備の充実を図るとともに地元関係町村並びに中学校と緊密なる連けいにより生徒の確保に格段の努力を致すべきである。

三 本年度学校敷地の移転登記は八件完了しその努力は認められるけれども未登記一四件は複雑な事情もあつて早急解決が困難のようであるが、関係町の協力を得て早期完了に一層の努力をされたい。

四 経理出納を他の事務処理で次の点特に注意されたい。

- 1 事務の簡素化を図ること。特に備品購入手続につき考究すること。
- 2 時間外勤務命令の合理化。

- 3. 郵便切手の出納を明確にすること。
- 4. 授業料調定人員を適確にはあくすること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所

鳥取県鳥取市東町  
鳥取市東町

印刷所

印刷所

印刷所